

各関係団体の長 様

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
【 公印省略 】

新型コロナウイルス感染症陽性者及び濃厚接触者の方の
職場復帰等について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染者が全国的に急増していることから、厚生労働省より下記1について再度周知がありましたのでお知らせします。

また、本県では感染者の増加に伴い、発熱外来医療機関を逼迫させないため、抗原定性検査キットを活用した自己検査の結果により確定診断を行う検査確定診断登録窓口を設置しました。利用条件等は下記2のとおりとなりますので、御活用くださいますようお願いいたします。

つきましては、これらの情報について、傘下の会員・団体等へ御周知くださるよう御協力をお願いいたします。

記

1 療養・待機期間終了時の取り扱い

- (1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者の方が療養期間の解除（就業制限の解除）後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はありません。
- (2) 濃厚接触者の待機期間が解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明を提出する必要はありません。

2 検査確定診断登録窓口

(1) 利用対象者

埼玉県にお住まいの方で、基礎疾患（※1）がなく、次の①～③のいずれかに該当する方が対象です

- ①有症状で、自身で検査し、陽性の結果が出た抗原定性検査キット（※2）をお持ちの16歳以上50歳未満の方

②無料検査の結果が陽性となった16歳以上の方（ただし、有効期限内の検査結果をお持ちの方に限る）

③同一世帯内に陽性者がいる濃厚接触者で、無症状であり、陽性の結果が出た抗原定性検査キット（※2）をお持ちの16歳以上の方

※1 基礎疾患：悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患（COPD等）、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、免疫機能が低下している方

※2 薬事承認された抗原定性検査キット（体外診断用医薬品）の検査結果が陽性であること

(2) 申込手続き

陽性の結果が出た抗原定性検査キットまたは無料検査の結果通知と身分を証明できるもの（免許証、保険証など）を用意の上、以下のサイトから手続きをお願いします。

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/self_test.html

(3) その他

- ・結果は当日中にショートメール（SMS）で送付します。
- ・診療や相談、薬の処方はいりません。薬の処方を希望される方は、診療・検査医療機関又は検査キット陽性者相談窓口を御利用ください。

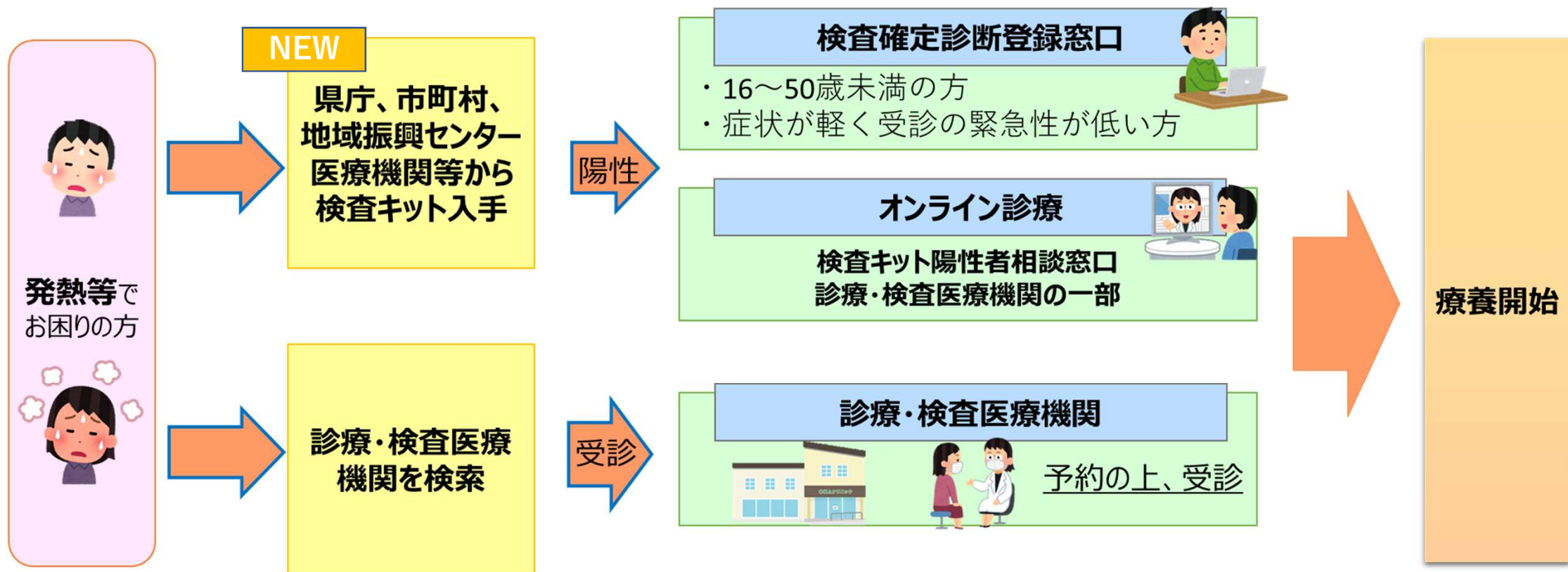
担 当：感染症対策課

感染症・新型インフルエンザ対策担当

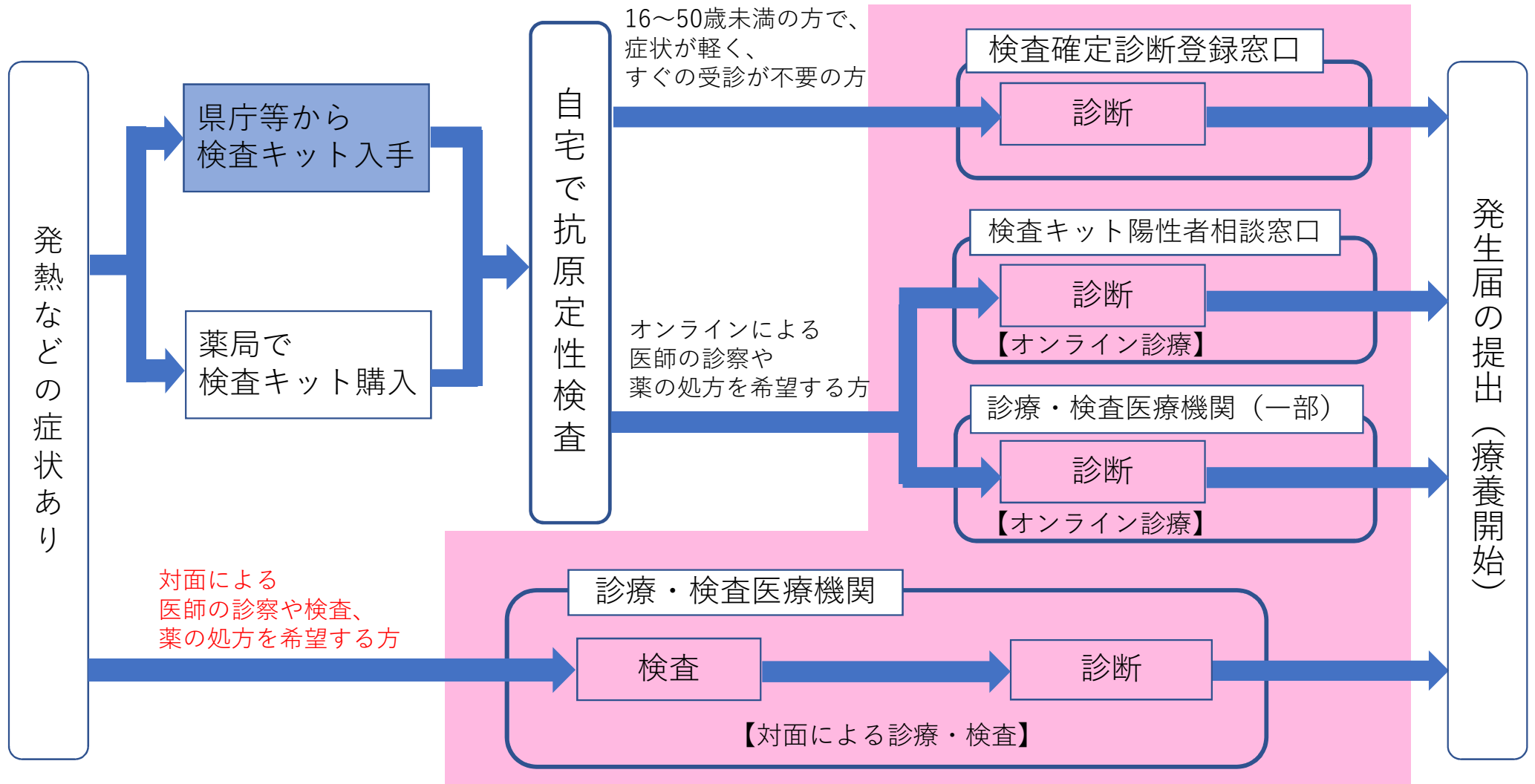
電 話：048-830-3557

発熱時の診療・検査体制について

診療・検査医療機関での診療・検査に加えて、
検査確定診断登録窓口やオンライン診療など新しい取組も行っています



発熱症状等のある方の診療・検査体制



発熱症状等のない方（濃厚接触者を含む）の診療・検査体制

